

令和 4 年度
ハンセン病問題対策協議会統一要求書への回答

令和 4 年 9 月
厚生労働省

第1 謝罪・名誉回復について

1 基本方針の確認

今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。

(回答)

今後とも、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の趣旨を十分に踏まえつつ、皆様のご意見を伺いながら、途切れなくハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等を実施することを通して、元患者やご家族の皆様の名誉回復を図ってまいります。

2 追悼式について

追悼式において、遺族及び本人被害者らの訴えを来賓の方々が受け止められるよう、式次第の変更を含め実効性ある対応をされたい。

(回答)

議員懇談会の先生方や国会及び政府関係者に対しては、例年どおり出席を依頼してきたところですが、今後は、出席依頼時に、今回の経緯等も説明した上で、可能な限り、途中退席が無いよう働きかけを行うこととし、対応してまいります。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。

(回答)

今後とも、法律や「基本合意書」の趣旨等を踏まえ、また、引き続き、皆様からのご意見も伺いながら、必要な施策の充実に向け、できる限り努力してまいります。

2 医療・介護制度改善に向けての取組み

- (1) 地域において、足底穿孔症^{せん}、知覚麻痺^ひ等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われることなど回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、より充実した支援体制を早急に実現されたい。
- (2) 回復者の生活実態に即した適切な介護認定や障害認定を行うためにどのような課題があるか、相談支援事案を集約して分析をされたい。その結果に基づき、必要な情報を積極的に提供されたい。
- (3) 沖縄県において充実した支援体制を構築するため、沖縄県ゆうな協会の果たすべき役割を含め、退所者の会、沖縄県ゆうな協会、自治体等の関係者との意見交換をされたい。

(回答)

地域におけるハンセン病特有の後遺症を有する方々への支援については、ふれあい福祉協会の相談事業の充実や沖縄県ゆうな協会への委託事業を含め、適切な支援ができるよう対応を検討してまいります。回復者の方々の生活実態に即した適切な介護認定や障害認定に対する課題等については、回復者の方々、統一交渉団の皆様からの意見を伺いながら、引き続き、関係部局に確認をし、必要な情報提供をさせていただきます。

沖縄県における退所者の会、ゆうな協会、自治体等との関係者との意見交換については、今般新たに立ち上げとなった沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会への参加などを含め、関係者の方々との意見交換を進めてまいります。

3 回復者等相談事業の拡充について

- (1) 適切な社会内生活支援策の実施に向けて、引き続き回復者の生活実態の把握と実態に即した相談支援体制を実現されたい。
- (2) 全国的に充実した相談支援が受けられるように、各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置されたい。
特に、回復者の多い沖縄県においては、離島にソーシャルワーカーを配置されたい。また、自治体等、沖縄県ゆうな協会、医療・介護関係者との連携及び協力を図られたい。
- (3) 再入所者のヒアリングをするなど再入所の原因を分析し、相談支援体制を充実されたい。
- (4) 回復者等が講演する場合に回復者の旅費日当等が支払われているが、講演会の企画に要する会場費、宣伝費その他の費用についても支出対象とされたい。

(回答)

社会啓発推進・相談事業については平成 28 年度より、地域の実情に応じた社会啓発を推進するとともに、社会で不安を抱える退所者等に対して相

談等を行うための経費を措置しています。同事業が効果的かつ円滑に実施されるよう、今後も皆様のご意見も伺いながら、必要な予算の確保に努めてまいります。

ソーシャルワーカー等の専門家相談員による相談対応については、今後、全国的に充実した相談体制確保に向けて委託事業者とも調整しながら努力してまいりたいと考えています。なお、沖縄県への対応については、沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会での議論を含め、沖縄県ゆいな協会、沖縄県庁及び関係者の皆様と相談しながら、それぞれの課題と対応策等について検討してまいります

再入所の原因分析については、実態を把握するにはどのようにしたら良いか、全療協をはじめとした関係者の皆様や療養所の担当部署とも相談しながら対応を検討してまいります。

回復者等が講演する場合の経費については、詳しい内容などご意見を伺いながら、対応を検討してまいりたいと考えています。

4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じた、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

このため、非入所者本人からの聴き取り等の調査を本年度中に実施されたい。

(回答)

非入所者給与金受給者のご遺族に対する経済的支援については、平成30年度の「現況届」に併せて再度アンケート調査を実施し、その中でさらに聞き取り調査に同意をいただいた非入所者に対して、令和元年度に、弁護団の皆様にもご協力いただき、個別の聞き取り調査を行いました。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえ、引き続き、弁護団と連携の上、生活実態等について聞き取り調査を行う予定であり、その調査結果を踏まえ、引き続き作業部会において、促進法の基本理念に照らし、経済的支援の在り方について検討してまいります。

5 退所者・非入所者の社会生活上の困難の把握

社会復帰・社会生活支援の政策を立案した当初からは、退所者・非入所者の高齢化、心身の状況の変化、社会状況の変化等があるので、改めて実情を把握する必要がある。そこで、各地でのヒアリングを実施されたい。

(回答)

退所者・非入所者の方々の実情把握については、先般、弁護団の先生方からのご意見を踏まえ、今年度の退所者給与金等の現況届に、「老後の社会生活に関するアンケート」を同封し、アンケート調査を実施する

こととしました。まずは本アンケート調査を通じて退所者・非入所者の実情を把握し、結果がまとまり次第、情報提供させていただきます。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

（回答）

入所者の皆様に対する在園保障については、これまでの当協議会の確認事項において、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認しています。

引き続き、入所者の皆様の視点に立った施策を推進し、療養環境の充実を図るとともに、ハンセン病問題の解決にしっかり取り組んでまいります。

2 医師の確保について

基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められ、令和元年改正により「医療及び介護に関する体制の整備及び充実」のための措置が求められることとなったこと等の法的対応にもかかわらず、国立ハンセン病療養所における医師の確保について未だ問題が解消されておらず、抜本的な対応が必要である。

① 上記の医師確保に関する国の責務及びハンセン病療養所における医師の業務の特殊性に基づき、具体策として、医師給与（基本俸給及び諸手当）の抜本的増額、地域医療ネットワークとの連携・当直手当の改善（応援医師・当直医師の確保による常勤医師の負担軽減）、行政区分を基準とする地域手当の支給割合の引き上げ、「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究」の提言に示された具体的な医師確保対策を含む工夫や医師偏在対策におけるハンセン病療養所の位置づけ（ハンセン病療養所に協力する医療機関への援助等）などの対応がなされる必要がある。

② 特に、医師確保の困難が隔離政策に起因し、国の政策が医師偏在状況を生み出したにもかかわらず、療養所医師の給与・手当は他の医療機関に比して看過できない格差があることが医師欠員の要因となっていることは、厚労省も認識しているとおりでである（令和3年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項2（1）参照）。

この待遇格差の最大の要因は、経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、他の医療機関と比較して、特に療養所の園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる点にあるが、長年の課題であるにもかかわらずこれが解消されていないのは、現行法制の枠内での解決が困難であるからと言わざるを得ない。

そこで、厚労省として、立法的解決の必要性について検討の上、その検討結果を回答されたい。

（回答）

副園長が不在の施設における副園長の配置については、本省と施設が一体となって精力的に取り組んでおり、本年1月には長島愛生園、4月には大島青松園で配置することができました。

また、令和3年4月に創設した特命副園長制度の初事例として、本年4月より奄美和光園の前園長に特命副園長として着任いただくことができました。

しかし、地理的状况や給与等の処遇面が民間と比較して低いことなどの要因により、依然として欠員が生じています。

このため、令和5年度要求においては、初任給調整手当や医師の宿日直手当の増額などを要求しているところです。

また、その他の取組として、関係自治体、主要大学の医学部、国立病院

機構などの機関を訪問して医師確保の協力を依頼するとともに、就職説明会への参加や、医師募集のパンフレット等の作成、配付などの広報活動を展開するなどPR活動を進めています。

立法的解決の必要性という点については、まずは、医師の処遇改善について関係機関への要求・調整を粘り強く行っていくことが重要と考えています。

引き続き、入所者の皆様に良質な療養環境が提供できるよう、医師確保に取り組んでまいります。

3 職員問題について

(1) 令和2年度のハンセン病療養所定員定数は大幅な減であったところ(94の減、3の増、△91)、令和3年度(89の減、37の増、△52)及び令和4年度(64の減、13の増、△51)において一定の対応がなされたものの、なお定員減が継続している。これらの大幅定員減による入所者の医療・看護・介護に対する影響を最小限に留めるべく厚生労働省において様々な対応がなされていることは承知しているが、同様の対応は持続可能なものとは考え難く、看護師定員減による現場への影響も顕在化している。政府としては、今後、統一交渉団と厚生労働省との間で締結された平成26年8月15日付け合意書を踏まえつつも、同合意書は平成31年以後の定員削減に関しては最低ラインを示すに留まるものである一方、上述のとおり、令和元年のハンセン病問題基本法の第11条の改正により、医療介護体制の「充実」のための措置が一層求められることとなったこと、そして、入所者の不自由度・後遺症・認知症の増加・重篤化等を踏まえて一人当たりには要する介護等のケアの必要性が一層高まっていることに鑑み、現状に即した追加的な枠組みを定め、看護師等の定員削減によらずむしろ定員の実質減を回避するよう確保されたい。

(回答)

平成26年8月に、統一交渉団との間で締結した合意書では、

- ・ 平成31年度以降は、定員を継続的に減少させていくが、その際の「入所者1人当たりの定員」については平成30年度時点の水準を下回らないこと

を目指すこととされています。

入所者の皆様においては、高齢化の進展により、職員の看護・介護によらなければ日々の生活を維持することが困難になっている方も増えており、入所者の皆様が良好で平穏な生活を営めるよう療養環境を充実させていくことは重要な課題であると認識しています。

このため、令和5年度要求においても、定員削減数について当初の計画である▲92から28人減らして▲64人で調整を行いつつ、13人の新規増員要求を行っています。

この他、介護員等の雇用継続職員について、78人の定数に対して令和5年度は44人の増員を要求するとともに、再任用短時間職員についても228人の定数に対して33人の増員を要求し、医療及び介護体制の充実を図っているところです。

引き続き、入所者の皆様に良質な療養環境が提供できるよう、必要な人員の確保に取り組んでまいります。

(2) 上記合意書の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できない。看護師の不足への対策として、手当に関する制度の見直し・抜本的増額等を検討すべきである。加えて、介護職員退職後の後補充のための期間業務職員が募集されても、必要を満たす応募が無く採用できない状況又は採用者が定着しない状況は未だ解消されたいとは言えない。期間業務職員の待遇改善などの努力については評価できるが、入所者の不安と介護ニーズの高まりを踏まえ、募集の内容や方法・周知に関する改善・工夫をするとともに、今後とも各療養所において必要な期間業務職員の新規採用が可能であることを確認・周知の上、必要な人員確保のための取組方針について説明されたい。

(回答)

入所者1人当たりの看護師の定員割合は年々増加しており、また、本年5月1日時点で定員1,123人に対し現員が1,054人で充足率93.9%となっています。

看護師については、入所者の高齢化が進展している現状等を踏まえ、従来から様々な取組や必要な要求を行いながら確保に努めてきたところであり、今後も引き続き確保に努めてまいります。

期間業務職員については、療養所の運営に必要な職員を採用することが可能になるよう、柔軟な運用を維持しつつ、必要な介護体制の確保を図っていくことが重要と考えています。

このため、令和3年度から、介護員については、各療養所が入所者自治会等とも調整の上で本省に協議した必要数を踏まえて、予め定数を配付し、その範囲内で各療養所での採用を可能とする運用としました。

その他の職種についても、個別に本省に協議することにより、各療養所が必要とする職種及び人数が柔軟に採用できるよう運用を図っています。

また、各療養所が効果的な募集を行えるよう、今後各療養所における効果的な募集方法の好事例を本省で把握し、他の療養所へ横展開していくことなどを考えています。

今後とも、入所者の皆様への良質な療養環境の提供に努めてまいります。

(3) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかかったこと及び作業返還の際に必要な定員職員を配置しなかったことに起因するところ、賃金職員及び期間業務職員の雇用上の不安定な身分・待遇はなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。

(回答)

厳しい定員事情にあるものの、入所者の高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大等を勘案し、令和4年度については26名の賃金職員・期間業務職員を介護員として定員化しました。

また、昭和58年の閣議決定により、介護員以外の技能・労務職員等の定員化は困難ですが、期間業務職員については、現在、調理師及び電気・水道・ボイラー等ライフライン関連業務等職員について新規採用を可能としています。

今後とも、入所者の皆様への良質な療養環境の提供に努めてまいります。

(4) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理・ライフラインに係る職種以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく必要な職員を確保されたい。やむを得ず業務委託を行う場合にあっては入所者の人権と療養環境の尊重・向上のための具体的な条件を設定するなど、療養環境の改善に資するものとなるよう確保されたい。

(回答)

今後とも、必要に応じて期間業務職員等の確保を行うとともに、業務委託を行う場合については、入所者の皆様に良質な療養環境の提供が図られるよう適切に対応してまいります。

(5) 現在、介護三交替制が6つの療養所で実施されているが、一部の療養所においては、実施に必要な人員確保及びこれに関する入所者・介護スタッフの理解を得るための導入プロセスに問題があったのではないかと懸念がある。平成31(令和元)年に介護員の夜間業務手当が日額730円から1,060円に改善されたことは一定の評価ができるが、看護師や他の施設の介護職に比して、なお明らかに低廉であると言わざるを得ない。

介護三交替の導入にあたっては、入所者の生活・療養環境の充足に必要な人員の確保(特に、日中の介護力が低下しない体制の確保)が必須の前提であること、この観点から関係者からの意見聴取等が重要であること(各療養所の人権擁護委員会において、導入の具体的内容とその影響について事前に検討するとともに、事後の継続的検証を行うことを含む)を確認するとともに、三交替を導入した場合の夜間の介護業務に関しては、ハンセン病介護の特殊性・業務内容を踏まえた抜本的手当増額・ハンセン病療養所のための手当の新設等を求める。

(回答)

介護員三交替制勤務の導入にあたっては、入所者の療養環境を第一に考え、各療養所において夜間介護の必要性や業務内容、配置人員等の確認・検討し、全療協や入所者自治会等の必要な関係者の理解を得た上で実施すべきと考えています。

また、介護員の夜間業務にかかる手当額については、令和元年度より増額が認められたところではありますが、さらに改善が図られるよう、令和5年度要求においても増額要求を行っています。

(6) 上記(1)、(2)及び(5)に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組(定員及び人員確保の方針並びに介護員の三交替制)について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

(回答)

ご要望の点については、必要に応じて、今後も協議の形態や協議する内容等を相談してまいります。

4 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

(1) 過去6か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが（ただし、昨年度は、コロナ禍の影響もあり年度内に実施できず、本年6月8日に実施された）、療養所によって、議題設定の方法や園長が委員長となっている等の課題がある。本年度も、開催時期等について考慮を要するものの、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取り組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。

(2) 上記委員会組織の外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、また、過去3回の外部委員研修（4回目については本年7月26日に実施予定）における意見交換の状況に照らし、各園における取組を相互に知ることが極めて有益であるため、引き続き本年度においても、外部委員を対象とした研修又は意見交換会議を実施されたい。

(回答) (1)と(2)まとめて回答

入所者一人ひとりの意向を尊重した生活支援体制の構築は重要な課題と認識しており、統一交渉団、療養所長、厚生労働省による「人権擁護のための委員会組織の協議」を本年6月に開催したところです。

また、外部委員に対する研修についても、ハンセン病療養所の歴史や経緯、各療養所における取組の状況等を理解していただくことは重要であると認識しており、「人権擁護に関する委員会の外部委員に対する研修」を本年7月に開催したところです。

今後の開催時期や開催方法について、関係者にご相談しながら進めてまいります。

5 地域社会との交流の確保及び大島青松園の船舶等の問題について

(1) 大島青松園に関し、船舶（官用船及び民間委託船）の運航が国の責任により円滑かつ安定的に確保されることは、大島青松園入所者が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むために不可欠であり、またその利便性が向上することは医師や職員の確保にとっても極めて重要であることを、改めて確認するとともに、厚労省としてその維持と改善に引き続き努力することを表明されたい。

(回答)

大島青松園は離島に立地していることから船舶が唯一の移動手段であるため、船舶を安定的に運航することは重要であると認識しています。

引き続き、大島青松園の入所者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう船舶を安全かつ安定的に運航

するようしっかり取り組んでまいります。

(2) 船舶運航関連施設の改善整備を早急に実現するため関連自治体等との連携協力ならびに地元ステークホルダーとの調整に積極的に取り組まれない。現状では、天候等による潮位の変動に左右されやすい機能的、構造的、地形的問題があり速やかな解消が必要である。

(回答)

大島港の棧橋整備については、大島港の港湾管理者である高松市が防波堤、護岸改良工事等を担い、厚生労働省が浮棧橋設置を担うことで合意し、大島港の整備に向けて進めています。

現在、大島青松園においては、浮棧橋設置工事の着工に向けて入札事務を進めており、高松市においては、10月に仮棧橋設置工事の契約を行い、12月からその運用を開始し、その後、護岸改良工事を進める予定と聞いています。

厚生労働省としても大島港の早期整備に向け、引き続き、高松市など地元ステークホルダーとも連携のうえ進めてまいります。

(3) 大島青松園の船便航路には高松-大島便（高松便）と庵治-大島便（庵治便）の2航路があるところ、療養所職員専用である庵治便（民間委託船の運航）は時期により荒天等による欠航も少なくない。そこで、庵治便欠航が見込まれる際、入所者の福祉や処遇に影響を与えることがないように、職員の宿泊待機を制度上可能とする等、職員の人員体制を整備されたい。

(回答)

荒天等により高松や庵治を結ぶ船舶が欠航となった場合においても、入所者の皆様の療養環境を確保するため、大島青松園において欠航となった場合の必要な人員体制等を検討・ルール化したうえで、10月からその運用を開始すると聞いています。

厚生労働省としても、入所者の皆様の療養環境が確保されるよう、引き続き努めてまいります。

(4) 一昨年2月以降、各療養所においても、新型コロナウイルス感染予防のための措置等が実施され、入所者の生活・心身にも大きな影響を与えてきたが、昨年度の本協議会確認に基づき実施された委員会組織協議(上記4(1))及び外部委員研修(上記4(2))においても、特に療養所の外部関係者との交流等の制限が、入所者の生活や委員会開催自体にも大きな影響を及ぼしたことが明らかとなった(療養所によるが一律の面会・交流の禁止に近い状況も見られた)。

言うまでも無く、高齢化・障害の重篤化等が進む入所者にとって、療養所外の知人・友人・支援者らとの交流等の機会は、心身の安定や機能低下の防止にも資する極めて重要な権利・利益である。その確保・促進は、基本法に基づく療養所の責務の一つである。

そして、そもそも、基本法がこれらを国の責務とした趣旨は、隔離被害からの回復という点にある(基本法3条1項2項、12条)。他方、交流等の機会確保のための具体的な方策・工夫を検討することは十分に可能であると考えられる。ところが、一昨年来の各療養所における交流等制限は、これによる深刻な影響を受けた入所者においては、「第二の隔離」ともいふべき事態が生じてきたとの危惧を指摘せざるを得ず、法の趣旨にも悖る状況となっている。

厚生労働省は、物的設備の整備、人員配置等に関して予算を含む措置を確保するとともに、各療養所において、人権委員会が定期開催され(オンライン開催を含む)、かつ、交流等確保のための方策が検討され、その実施が具体化されるよう適切な対応をされたい(なお、一昨年2月以来の状況を事後的・継続的に検証することも人権委員会組織の重要な役割と考えるべきであり、また、感染予防対策の必要性自体は今後も否定されない状況を想定し、従前の措置を漫然と継続するのではなく、改めて、今後の具体的方策に関する見直しがなされるべきである)。

(回答)

高齢化が進む入所者の感染防止対策については、各療養所において入所者自治会とも調整の上、職員・入所者が一丸となって感染防止対策を徹底しています。

厚生労働省としては、早期のスクリーニングによる感染拡大防止等の観点から、令和4年度予算において、入所者及び職員に対する一斉・定期的な検査を実施するための予算を新たに確保しました。

また、療養所外の知人等、地域との交流も大変重要であると認識しており、これまでもオンラインでの面会を可能とするための環境整備を全療養所で進めてきたところですが、令和5年度要求においても、更なる充実のため、タブレット端末等の導入に必要な予算を要求しているところ です。

引き続き、必要な環境整備を進め、感染防止対策と地域との交流が両

立できるよう努めてまいります。

(5) 各療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、各療養所における現状及び方策について改めて回答されたい。

(回答)

令和3年度ハンセン病問題対策協議会の議論も踏まえ、各療養所への交通手段とその運行本数の状況を確認しました。

その中で入所者から交通手段の改善に関する要望はありませんでしたが、いずれにしても、今後、交通手段の改善に関する要望があった場合は、入所者のご意向を踏まえつつ、個別に対応を検討してまいります。

国立ハンセン病療養所への交通手段

令和4年8月現在

施設名	アクセス	バス等の交通機関	距離	時間	バス等の本数（行き）		バス等の本数（帰り）	
					平日	土日祝 ※	平日	土日祝 ※
松丘保養園	JR・津軽新城駅→松丘保養園前	市営・弘南バス	1.2km	3分	68	63	78	71
	JR・新青森駅南口→松丘保養園前	市営・弘南バス	1.3km	4分	23	29	25	29
	JR・新青森駅南口	タクシー	1.5km	3分				
東北新生園	JR・瀬峰駅→東北新生園前	栗原市民バス	4.2km	8分	7	3	6	3
栗生楽泉園	草津温泉バスターミナル	タクシー	2.8km	5分				
多磨全生園	西武線・清瀬駅→全生園南	西武バス	2.2km	8分	74	63/49	74	63/49
	西武線・久米川駅→全生園前	西武バス	2.6km	9分	118	100/89	117	100/89
	JR・新秋津駅→全生園前	西武バス	2.2km	5分	50	41/44	51	41/44
駿河療養所	JR・岩波駅	タクシー	3.7km	8分				
長島愛生園	JR・邑久駅→愛生園	瀬戸内市営バス	22.3km	47分	4	3	3	3
邑久光明園	JR・邑久駅→光明園	瀬戸内市営バス	19.3km	40分	4	3	3	3
大島青松園	JR・高松駅	官用船	8.2km	25分	5	5	5	5
菊池恵楓園	熊本電鉄・再春医療センター前駅	徒歩	0.7km	8分				
星塚敬愛園	鹿屋バスターミナル→敬愛園前	鹿児島交通バス	8.3km	15分	1	0	1	0
奄美和光園	奄美空港→和光園前	しまバス	27.4km	40分	7	7	8	8
沖縄愛楽園	名護バスターミナル→済井出	琉球バス/沖縄バス (共同運行)	14.9km	29分	6	5	6	5
宮古南静園	宮古空港→北小前	宮古協栄バス	7.3km	17分	15	15	16	16
	北小前→南静園	八千代バス	7.7km	17分	4	3	4	4

※ 土曜日と日曜祝日でバス等の本数が異なる場合は、「○○(土曜日の本数)／○○(日曜祝日の本数)」と記載。

6 関係者との協議その他意見反映のための措置について

厚生労働省及び各園が行う施策の実施には、一度実施するとそれによって生じた不都合や不利益は取り返しがつかない性質を持つものも少なくない。少なくとも、介護三交替の実施や（上記3（5）参照）、病棟・不自由者センターを含む施設の利用方法の大幅な変更・集約など、入所者の療養環境に与える影響が大きいものについては、その当否や内容について、各園の入所者自治会、人権委員会組織（上記4参照）及びその他の関係者との協議の場を必ず設け、その意見を反映させるべきことを確保する旨確認・表明されたい（基本法6条）。

（回答）

療養所の人員配置や組織体制に関するものについては、施設長の責任と権限において実施すべきものです。

しかしながら、入所者の療養環境への影響が大きい事案を進めるに当たっては、全療協や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧に説明を行うとともに、十分な理解を得た上で実施してまいります。

第4 真相究明

1 歴史的建造物史跡等保存

（1）各療養所の歴史的建造物史跡等保存事業について、厚生労働省の基本的取り組み姿勢を明らかにされたい。

（回答）

歴史的建造物等保存事業は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条及びハンセン病問題対策協議会における確認事項を踏まえ、国立ハンセン病療養所に存在する隔離政策の歴史・実態を後世に伝える建造物・史跡・資料を保存することによって、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する普及啓発を実施し、ハンセン病患者の名誉回復を図ることを目的とするものであり、国として取り組むべき重要な課題であると認識しております。

（2）令和3年度定期協議会では、各療養所の歴史的建造物史跡等に関する保存リストの提出、ワーキンググループ開催について厚生労働省も支援する旨の確認を行った。しかし、各療養所の状況は様々であり、これらの準備が進まない療養所も少なくない。厚生労働省として、準備が進まない原因はどこにあるのか、各療養所ごとに調査の上、報告されたい。

（回答）

各療養所における検討状況は下表のとおりです。

療養所ごとに進捗に差があり、ワーキンググループの開催等が進んでいない主な要因としては、各療養所内外における新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるとの報告が来ております。引き続き、各療養所の

状況について、聞き取りをしていきたいと考えています。

松丘保養園	療養所内で保存対象リスト案の内容について自治会との間で調整中。今後、地方自治体を含めてのワーキンググループ開催について検討していく。
東北新生園	保存対象リスト案を作成済み。園及び入所者自治会との調整終了。結論済み。(ワーキンググループの開催予定なし。)
栗生楽泉園	園内の歴史的建造物について、リストアップを済ませており、今後、この歴史的建造物をどのように保存するかについて、ワーキンググループを立ち上げて検討し、決定していきたい。
多磨全生園	令和4年4月28日厚生労働省に保存対象リスト提出済み。
駿河療養所	保存対象リスト案を作成済み。 新型コロナの感染拡大により、ワーキンググループの設置及び開催を見合わせていた。今年度、御殿場市と将来構想検討委員会開催に向けて調整を進めていたところ。 今般、職員の新型コロナ感染が相次いで確認されたことも影響し、現在その対応に追われている状況。今後、所内の感染状況も踏まえて、関係機関等からの意見聴取等検討を進めていきたい。
長島愛生園	令和4年3月29日厚生労働省に保存対象リスト提出済み。
邑久光明園	今後、歴史的建造物の保存について選定を行っていく。 邑久光明園、入所者自治会、瀬戸内市及び担当弁護士からなるワーキンググループを立ち上げ検討してもらう予定。 現在、早急にワーキンググループ開催するために向けて、すでにワーキンググループを立ち上げている長島愛生園より情報提供を受け準備中。
大島青松園	新型コロナ感染により入所者自治会と話ができていない状況。現在、自治会と日程等調整中で9月頃メドを予定。
菊池恵楓園	現在園内における検討は、毎月行われる自治会中央委員会と園職員との医療懇談会の中で園内将来計画検討委員会として2ヶ月に1回を目処に行っている。この委員会は、園外から地元自治体や園のオブザーバーも参加してもらい将来に向けての保存に関して幅広く議論するつもりであったが、新型コロナ感染の影響で現在内部だけの話し合いとなっている。
星塚敬愛園	保存対象リスト案を作成済みであり、ワーキンググループについて、将来構想実現に向けた協議会の状況を見ながら検討していく。

奄美和光園	保存対象リストを作成済み。（当園の自治会は休会しており、ワーキンググループの開催予定なし。）
沖縄愛楽園	保存対象リスト案は作成済みで、自治会とも調整済みだが、新型コロナの感染拡大に伴い、自治会、地元自治体を含めたワーキンググループでの検討会が開催できていない。令和4年度においても、沖縄県内の感染状況は収束していない状況下であり、現在は新規感染者数の急増に伴い医療非常事態宣言下にあるため、検討会は保留としている。
宮古南静園	保存対象リスト案提出後、ワーキンググループの設置について自治会に意向を確認したところ、自治会からは将来構想検討会を立ち上げ、その中で検討したいとの意向があった。将来構想検討会は自治会が主導で開催する予定であるが、新型コロナ感染拡大の影響により、現在までのところ開催には至っていない。

(3) 上記ワーキンググループの親委員会である歴史的建造物保存等検討会自体、厚生労働省は長らく開催していない。その理由を明らかにした上で、すみやかな開催見込みを示されたい。

また、同検討会開催の遅延が、各療養所の歴史的建造物史跡保存計画の予算確保に影響を及ぼさないよう、配慮されたい。

(回答)

歴史的建造物保存等検討会は各療養所ワーキングチームで合意された保存対象リストの提出があり次第、開催する予定でしたが、本年3月に検討会座長が退任されたことから、現在、後任の座長を選任しているところです。座長の選任及び各構成員の再任手続きが済み次第、速やかに開催いたします。なお、検討開催の時期を問わず、予算確保に最大限努めてまいります。

2 社会交流会館

(1) 令和3年度定期協議会において、厚生労働省から各療養所の社会交流会館の実情と課題を調査報告されたが、回答した社会交流会館はいずれも、人的及び物的体制の充実を求めている。学芸員の複数配置、学芸員以外の事務職員の配備、展示・交流・資料保存場所の確保拡充につき、厚生労働省として、令和4年度はどのような取り組みを行ったのか、具体的に明らかにされたい。

また、各社会交流会館の実情と希望に応じて、今後もできるだけの支援をされるよう約束されたい。

(回答)

各療養所に設置されている社会交流会館への学芸員及び事務員の配置について、令和4年度予算において、学芸員2名、事務員2名の増員を確保したところです。一方、実際の配置について、これまで、委託事業の委託先から配置可能な人数枠を各療養所にお伝えし、配置を進めてきたところですが、配置枠はありながらも配置が進んでいないという状況があります。このような状況を踏まえ、今年度は4月に難病対策課から配置枠をお伝えしている各療養所の事務長あてに直接電話にて学芸員等の配置について説明し、配置の依頼を行ったところであり、これを受けて、複数の療養所で学芸員等の配置を進めていただいていると聞いております。今後とも、各療養所、社会交流会館の実情と希望に応じ、学芸員等の配置を進めてまいります。

(2) 令和3年度の上記調査報告書において、「学芸員配置がないために学芸員からの情報入手ができなかった」と報告された療養所については、その後も厚生労働省からは調査の報告がない。地域交流と歴史保存啓発の場としての社会交流会館の役割は重要であり、当該療養所における社会交流会館の実情と課題については、厚生労働省が直接療養所から聞き取り調査の上、報告されたい。

(回答)

当該療養所の社会交流会館の現状等に係る各資料については、下表のとおりです。

東北新生園	実情	旧葉の木沢分校をしんせい資料館として活用し、普及啓発活動を行っている。なお、現在はコロナ下のため見学の受入は中止しているが、見学の希望に対してはリモート通信を利用して対応している。外部からの見学者等への説明など対外的な対応は医療社会事業専門職が行っている。
	課題	特に問題となっていない。

奄美和光園	実情	<p>「国立療養所奄美和光園社会交流会館規程」により、福祉室が交流会館の事務局となっている。</p> <p>令和2年8月3日、入所者生活エリアに開館したが、新型コロナの感染防止の観点から、開館から現在まで休館中である。</p> <p>新型コロナ感染防止のために休館中であるため、当園ホームページ及び厚生労働省 YouTube チャンネルを活用して、情報発信（動画）を行っている。今後も同様の情報発信に力を入れていく予定である。</p> <p>令和元年4月から、再任用職員（令和2年6月に学芸員資格取得）1名が、福祉係として交流会館を主に担当し、資料作成・整理等を行っている。</p>
	課題	<p>当園ホームページ及び厚生労働省 YouTube チャンネルを活用して情報発信を始めて1年が経過したが、閲覧件数は多いものでも1,000件に届かない。閲覧件数をさらに増加させる方法を検討する必要がある。</p> <p>当園の交流会館の広さは80㎡しかなく、収蔵庫、図書コーナー、交流コーナーのスペース確保が難しい。そのため、園内図書室の一部を交流会館図書室、園内の空いた部屋などを収蔵庫として活用しており、専用のスペース確保が必要である。</p> <p>学芸員は国家資格であるが、専門職であるということは一般的に知られておらず、学芸員の職務の重要性についても十分に理解されていない。専門職であるため長期雇用が原則と考えられるが、その専門性が十分に理解されていないため、1ヶ月から1年以内の短期雇用で職務を行うことが出来ると考えられてしまっている現状がある。</p> <p>国家公務員の再任用制度は最長5年間であるため、現在の主たる交流会館担当者（福祉係・再任用）は、最長で令和6年3月31日までの勤務となる。そのため、令和6年4月1日以降の人員確保、運営をどうするか今後検討が必要となる。</p>
宮古南静園	実情	<p>平成30年11月以降、学芸員を配置していないため、社会交流会館の実務を専門的に管理する者がいない。</p> <p>既設の建物を改修して使用しているため、資料館として設備的な不具合がある。</p>

	課題	<p>隔月で企画運営会議を開催しているが、検討課題が多岐にわたるため、十分な管理ができているとはいえない状況である。また、資料の保存、管理、展示などに関して、専門的な知識を持つものがないため、設備の改修に関しても総合的な判断ができず、対応に苦慮する場合がある。</p> <p>建物に関しては、資料館に適応した設備等が整っていないことから、湿度や温度の管理が十分ではなく、カビ等が発生していること。照明等も博物館等仕様となっていないことから、展示物が色あせること。また、企画展示等の展示スペースがないこと。映写室を研修や交流等に使用しているが、狭隘なため十分な対応ができないこと。備品や資料を収蔵する倉庫や書庫がなく、温度や湿度の管理ができる環境にないことから、書籍にカビ等の生じる状況が続いている。</p> <p>今後、園内に存在する公文書の整理・調査・保存等へ、環境整備が求められている。</p>
--	----	---

3 医療基本法

医療基本法については、昨年7月、従来の共同骨子を発展させた医療基本法要綱案が全原協、全療協を含む45団体の連名で厚生労働省及び医療基本法制定をめざす議員連盟宛に提案されているところであり、本年7月段階で、共同提案団体は77団体にまで増加している。このような状況を踏まえ、従来どおり、基本的方向性を共有し、その制定に向けて必要な協力と調整を行っていくことを確認されたい。

(回答)

「医療基本法」については、制定に向けた議員連盟が、平成31年2月6日に設立され、御議論が進められていると承知しています。

過去の協議会でもお答えしてきたとおり、「医療基本法 共同骨子」に挙げられている項目は、いずれも重要な視点であり、我々の進める施策とも方向性を共有しているものと理解しています。

引き続き、国民合意のもとで総合的な基本法を策定することは望ましいという考え方の下、議員連盟での御議論や、関係団体の動向を注視しつつ、必要な協力や調整など適切な役割を果たしてまいります。

第5 将来構想

1 問題の所在

- (1) 昨年定期協議において、永続化についての意見交換会の開催と全療協有識者会議の提言についての意見交換の場の設置を要請したが、2月25日にオンラインでの協議が設定された後、7月29日に、意見交換会が実施された。
- (2) 入所者数が1,000名を割るという状況の中で、全療協有識者会議の提言（以下「提言」という）を検討することの緊急性と永続化問題の重要性に鑑みると、このような意見交換会を継続的に開催し、課題の明確化とその実現に向けて協議を重ねることは、喫緊の課題である。

2 要求事項とその理由

(1) 要求事項

- ア 療養所の将来構想及び永続化問題に関する意見交換会を定期的に行う。統一交渉団としては、2ヶ月に1回の割合（年間6回開催）で開催することを求める。
- イ 意見交換会においては、引き続き「提言」の検討を行う。
- ウ 意見交換会のメンバーは、当面（1、2回）は、統一交渉団と厚労省に限定するが、オブザーバーとして
- ① 施設長協議会代表
 - ② 療養所所在市町会代表
- の参加を早急に実現する。
- エ 意見交換会での検討結果については、報告書をまとめて、国会議員懇談会に説明し、協力を求める。

(2) 要求の理由ないし背景事情

- ア 本来であれば、作業部会の設置を求めたいところであるが、この問題に関する厚生労働省のこれまでの対応に鑑みると意見交換会として開催することの方が現実的であると判断せざるを得ない。
- イ この問題の緊急性、重大性を考慮すると1年以内に何らかの方向性を確立することが求められるので定期的に行うことは必須である。
- ウ 参加メンバーに関しては、学識経験者の参加も考慮すべきかとは考えられるが、求められる迅速性の観点からは、オブザーバーとしての参加にとどめるべきと思料する。
- エ 最終的には、法改正や予算措置が必要となることから、議員懇談会への説明、協力要請が必要となる。

(回答) (1) と (2) をまとめて回答

療養所の将来構想及び永続化については、重要な課題であると認識しており、前回の協議会での御議論を踏まえ、統一交渉団の皆様と本年2月25日及び7月29日に意見交換を行ってまいりました。開催の頻度等は都度、統一交渉団とご相談させていただきながら、今後とも、意見交

換会を継続的に開催してまいります。

意見交換会におけるオブザーバーや検討結果の扱いについては、今後の意見交換会での御議論を踏まえ、統一交渉団の皆様と相談させていただきながら検討してまいります。

第6 元患者家族に対する施策について

1 基本方針の確認

令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号、以下「家族補償法」という）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力することを確認されたい。

（回答）

厚生労働省としても、総理談話や家族補償法、改正促進法の趣旨を十分に踏まえつつ、元患者の方々やそのご家族の皆様のご意見を伺いながら、偏見や差別のない社会の実現に全力で取り組んでいく所存です。

2 家族交流会・講師等派遣事業の実施

（1）家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及び家族関係の回復の一助となるよう、家族交流会事業を積極的に実施することを確認されたい。

（2）家族が講演活動を行うことにより偏見差別の解消及び家族の社会参加を促進し、偏見差別の解消を図るために、講師等派遣事業を積極的に実施することを確認されたい。

同事業をより広く、きめ細やかに実施すべく、講演会の企画に要する会場費、宣伝費その他の費用についても支出対象とされたい。

（3）両事業の実施に当たっては、家族の実情および要望に十分こたえる事業とすべく、作業部会等において、家族および弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うことを約束されたい。

（回答）

元患者のご家族の皆様が、同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより家族関係回復の一助になるよう、また、ご家族の皆様自身が企業や学校等に赴き講演を行うことにより、偏見・差別の解消や社会参加が図られるよう、両事業の積極的な実施に努めてまいります。

事業の対象経費の追加につきましては、まずは、金額の規模等についてお伺いした上で、弁護団の先生方とも相談させていただき、来年度の

実現に向けて検討してまいります。また、両事業の実施に当たり、家族及び弁護士との継続的かつきめ細かな協議・意見交換を行うことを約束します。

3 相談体制の整備

家族が、社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るため、下記事項に十分配慮しつつ、相談体制の整備及び充実を図られたい。

- (1) 家族の実情をふまえた実効性ある相談体制を整備すべく、作業部会等において、家族および弁護士との継続的かつきめ細やかな意見交換を行うこと。
- (2) ピア相談員（家族ピアサポーター）が、家族のおかれた現状ならびにその被害を十分に認識した上で、適切な相談・支援を行えるよう、必要かつ十分な研修を実施すること。
- (3) 全国各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置し、ピア相談員との連携を図り、各地における相談・個別支援が可能な体制を整備・充実させること。

(回答)

今後とも、ご家族及び弁護士のご意見を伺いながら、相談体制の整備・充実を図ってまいります。

元患者のご家族の皆様が、同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより家族関係回復の一助になるよう、また、ご家族の皆様自身が企業や学校等に赴き講演を行うことにより、偏見・差別の解消や社会参加が図られるよう、両事業の着実な実施に努めてまいります。

4 家族補償法に基づく補償制度についての周知の徹底

家族補償法の成立から2年半以上が経過するも、いまだ、同法に基づく補償金の支給決定が、当初予定されていた人数（約24,000人）の約3割（令和4年7月13日現在：7,455人）にとどまっている現実をふまえ、原因の分析とともに、制度のさらなる周知を行われたい。

(回答)

補償金の対象者でありながら、請求されていない方としては、家族補償金の制度を知らない方、ご家族であることを身近で知られることを望まない方、元患者のご家族であることを知らない方などが考えられます。

ホームページやフリーペーパー等を通じた周知や、入所者等の元患者の方々に対する周知、情報が漏れることなく送付等の手続きが可能な点などの周知に取り組んできたところであり、引き続き、関係者の皆さまのお話を伺いながら、必要な周知広報を行ってまいります。

第7 ハンセン病に関する公文書保存体制の問題について

1 問題の所在

- (1) ハンセン病に関連する文書類の保管問題としては、①台帳流出問題と②療養所に所在する文書類の保管問題とがある。
- (2) 台帳流出問題については、3月2日、3月15日、4月12日に意見交換会を開催し、4月12日に長野県の担当者も参加した。現状では、都道府県に対する文書の保管状況に関する調査依頼の必要性を確認した段階にとどまっている。
- (3) 療養所保管文書の問題については、論点整理が行われ、療養所資料館を歴史的文書保存施設に認定する方向性が確認されている。

2 要求事項

- (1) 台帳流出問題に対して、早急に都道府県への調査実施を依頼することを実現するための作業部会ないし意見交換会を行うことを求める。

(回答)

台帳流出問題について、前回4月の意見交換会において、長野県の担当者にも参加していただき、長野県庁における調査の方法等を説明いただくとともに、統一交渉団からは都道府県に対する文書保管状況の調査が必要であるとのご意見をいただいたところです。

長野県では5月27日付けで調査結果の公表が行われたところであり、これを踏まえ、現在、省内で、都道府県に対する調査実施に向けて調整を進めており、調整が済み次第、速やかに統一交渉団との意見交換会を開催させていただきます。

- (2) 療養所保管文書の問題については、方向性は明確になっている状況を踏まえて、最も整備が進んでいる菊池恵楓園における取組みを歴史的文書保存施設としての適合性の観点から早急に検証する必要がある。そのために、菊池恵楓園の原田学芸員及び内閣府担当者からのヒアリングの場を早急に設置することを求める。

(回答)

療養所に所在している文書のうち「歴史的若しくは文化的な資料」については、公文書等の管理に関する法律に基づく歴史資料等保有施設の指定を受け、そこで保有するというのも選択肢の一つだと認識しています。

歴史資料等保有施設の指定に関しては、医療経営支援課職員が本年7月に菊池恵楓園歴史資料館を訪問し、資料の保管・管理状況を確認した上で、制度を所管している内閣府に対し、現状の保管・管理状況が歴史資料等保有施設の指定要件を満たしているかなどの確認を行っているところです。

厚生労働省としては、引き続き、内閣府と調整を行うとともに、菊池恵楓園の原田学芸員等へのヒアリングについては、内閣府との調整の中で必要に応じ実施してまいります。